



平成 23 年 10 月 17 日

各 位

会社名 西日本鉄道株式会社  
代表者名 代表取締役社長 竹島 和幸  
(コード番号 9031 東証1部・福証)  
問合せ先 広報室広報課長 日高 悟  
(TEL. 092-734-1217)

## 公正取引委員会からの審決について

当社は、本日、公正取引委員会から審判請求を棄却する旨の審決を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 審決に至った経緯

当社は、平成 21 年 3 月 18 日に、国際航空貨物利用運送事業の取引分野において、独占禁止法第 3 条の規定に違反する行為があったとして、公正取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。(同日公表「公正取引委員会からの排除措置命令等について」をご参照ください。)

当社は、各命令の内容を慎重に検討いたしました。その内容には承服しかねることから、平成 21 年 5 月 15 日付で同委員会に対し審判請求をいたしました。

以後、公正取引委員会における審判手続を重ねてまいりましたが、本日、同委員会から当社の審判請求を棄却する旨の審決を受けたものです。

#### 2. 審決の内容

以下の命令についての当社の審判請求が棄却されました。

##### (1) 排除措置命令に関する審決

審判事件の表示	平成 21 年 (判) 第 19 号
排除措置命令の内容	国際航空貨物利用運送事業の取引分野において、独占禁止法第 3 条の規定に違反する行為があったとして、今後同様の違反行為が行われないよう必要な措置をとること

##### (2) 課徴金納付命令に関する審決

審判事件の表示	平成 21 年 (判) 第 23 号
課徴金納付命令の内容	納付すべき課徴金の額 8 億 5,196 万円
	納期限 平成 21 年 6 月 19 日

3. 今後の見通し

当社の対応につきましては審決の内容を検討した上で決定いたします。

なお、当社は、平成 21 年 6 月 12 日に課徴金を納付しており、今後の業績に与える影響はありません。

以 上